

(第一類 第四号)

第一回 國會 衆議院 司法委員會 會議錄 第六十八号

(八五四)

昭和二十二年十二月三日(水曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 石川金次郎君

池谷 信一君

安田 幹太君

山下 春江君

阿井藤志郎君

明禮輝三郎君

大島 多藏君

出席政府委員

司法次官 佐藤 藤佐君

司法事務官 岡咲 想一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

十二月二日

昭和二十二年法律第七十二號(日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一二九號))

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案(内閣提出)(第一二五號)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一二六號)

○松永委員長 會議を開きます。

最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案を議題といたします。

本案については、別に御質疑の點もないようでございますから、質疑及び討論を省略し、ただちに採決に移りたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永委員長 御異議なしと認めまして、討論を省略することにいたしました。

それではこれより採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(議員起立)

○松永委員長 起立議員。よつて本案は満場一致をもつて原案の通り可決いたしました。

○松永委員長 次に裁判所法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案については別に御質疑の點もないようでございますから、ただちに本案を討論に付したいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永委員長 御異議なしと認めまして、ただちに討論に移ります。

○石川委員 私は社會黨を代表して、原案に賛成する次第であります。

○中村(俊)委員 私は民主黨を代表いたします。原案に賛成いたします。

○岡井委員 國民審査は、毒にも薬にもならぬ有名無實のもので、後日に罷免するは容易の業ではありません。先般は眞に識見の高い人が選ばれたか疑

なきを得ませぬ。諸君があつてさえ、この憾みがあるのですから、これを削る以上、慎重の態度で、眞に識見の高い人を選んでいただきたいのであります。右希望を附し、本案に賛成いたします。

○大島(多)委員 私は國民協同黨を代表いたします。政府原案に賛成の意を表明するものであります。

○松永委員長 他に御發言はありませんか。それでは討論は終局いたしました。

これより採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(議員起立)

○松永委員長 起立議員。よつて本案は満場一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお、本日議決いたしました兩案に對する委員會報告書の作成方は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永委員長 御異議なきものと認め、そのようにいたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後二時二十分散會

(参照)

最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終號の附録に掲載)

昭和二十三年一月二十九日印刷

昭和二十三年一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局